

三恵苑運動型通所サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人三恵会が開設する三恵苑運動型通所サービス事業所（以下「事業所」という。）の従業者が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な三恵苑運動型通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三恵苑運動型通所サービス事業所
- (2) 所在地 さいたま市西区高木 892

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（ただし、1月1日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

（事業の単位及び利用定員）

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 単位 1単位
- (2) 利用定員 15人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 三恵苑運動型通所サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、三恵苑運動型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 送迎
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費 昼食450円 おやつ50円
- (2) おむつ代 実費
- (3) 日用品費 実費
- (4) 教養娯楽費 実費
- (5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用 通常の実施地域を越えた地点から10kmにつき500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市西区、北区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第12条

管理者は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 四、適宜の消毒
- 五、その他利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(苦情等への対応)

第13条

1. 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。
2. 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
3. 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱も行ってはならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二、虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 当事業所は、全ての運動型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修を、採用6ヶ月以内に行う。
- 二 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 秘密の保持

- 一 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、運動型通所サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な運動型通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、地域包括支援センターに連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

5 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

6 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、三恵会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和5年8月1日から一部改定する。

令和6年4月1日から一部改定する。